

福井原子力センター寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人福井原子力センターという。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を敦賀市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般に原子力平和利用に関する知識の普及啓発を積極的に行いその認識を高め、もって明るい文化社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 原子力平和利用に関する普及啓発活動
2. 原子力の安全性に関する資料の蒐集と公開
3. 原子力発電所周辺環境の監視に関する資料の蒐集と公開
4. 講演会、講習会、映写会、展示会等の開催
5. 原子力研修活動とその育成
6. 原子力施設見学の指導
7. 各種PR資料の刊行
8. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 別紙財産日録に記載された財産
2. 資産から生ずる収入
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産とする。

2. 基本財産は次の各号をもって構成する。
 - (1) 基本財産として、指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会が管理し、現金は郵便官署または確実な銀行に預け入れ、もしくは確実な信託会社に信託し、あるいは確実な有価証券に変えて、保管しなければならない。

2. この法人の資産のうち基本財産はこれを処分し、または担保に供することはできない。ただ

し、やむをえない理由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得、かつ主務官庁の承認をえて、その一部に限り処分し担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第9条 この法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(余剰金の処分)

第10条 毎会計年度の決算において、余剰金を生じたときは、理事会の議決を得て、その全部または一部を基本財産に繰り入れるか、または翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(予算、決算)

第11条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決を得て定め、収支決算は、年度終了後3カ月以内に、その年度末の財産目録と共に、監事の監査を得て、理事会の認定に付さなければならない。

(特別会計)

第12条 この法人は、必要があるときは、理事会の決議により、特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計は、前条の収支予算に計上しなければならない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第13条 この法人に、次の役員をおく。

理事長	1名
副理事長	1名
専務理事	1名
理事	20名以内(理事長、副理事長、専務理事を含む)
監事	2名

2. 理事および監事は、理事会で選任する。

3. 理事長、副理事長および専務理事は、理事の互選とする。

4. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代行する。

3. 専務理事は、理事長の命を受けてこの法人の業務を掌理する。

4. 理事は理事会を組織し、この法人の業務を行う。

5. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

3. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(役員 の 解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、出席理事の4分の3以上の同意により、その役員を解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報 酬)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、理事長が定める。

(顧 問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3. 顧問は、この法人の重要業務に関し、理事長の諮問に応ずる。

第4章 理 事 会

(構 成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第20条 理事会は、理事長が必要と認めたとときに招集し、理事長がその議長となる。

2. 理事長は理事の2分の1以上から、または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3. 理事会の招集は、会議の目的たる事項、日時および場所を示した書面をもって、開催日の2日前までに理事に通知しなければならない。

(議 決 事 項)

第21条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画

(2) 事業報告

(3) 資金の借入に関する事項

(4) その他の重要事項

(定 足 数)

第22条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。

(議 決)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書 面 表 決 権)

第24条 会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席理事に表決を委任することができる。

この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時および場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要およびその結果

2. 議事録には、議長および議長が指名した出席理事2名以上が署名するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第26条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第27条 この寄附行為の変更は、理事会において出席理事の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第28条 この法人の解散は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の許可を受けて解散する。

(残余財産の処分)

第29条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ他の公益法人または地方公共団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(細則)

第30条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、第13条第1項、第2項および第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

2. この法人の設立初年度ならびに次年度の事業計画および収支予算は別紙事業計画書および収支予算書のとおりとする。

3. この法人の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和48年3月31日までとする。

4. この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

(昭和48年4月16日一部改正)

(昭和49年6月6日一部改正)